

令和6年8月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	上信ハイヤー株式会社 (法人番号: 2070001007102) 代表者 堀口 直行
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県高崎市江木町118-2 (藤岡営業所) 群馬県藤岡市藤岡835-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月6日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2) 運行基準図の作成義務等違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第27条第1項)、(3) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月20日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月20日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ボルテックスアーク (法人番号: 6070001010077) 代表者 福岡 泉
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県安中市下磯部987-1 (本社営業所) 群馬県安中市下磯部987-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年11月29日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月27日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	上野原タクシー株式会社 (法人番号: 5090001008070) 代表者 曾根 康弘
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県上野原市上野原2071 (本社営業所) 山梨県上野原市上野原2071
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月27日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	富士急バス株式会社 (法人番号: 1090001008495) 代表者 古屋 毅
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南都留郡富士河口湖町小立4837 (上野原営業所) 山梨県上野原市上野原3643
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年8月27日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年8月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社島田交通（法人番号：1090002009666） 代表者 有賀 征夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 山梨県上野原市上野原1781 （本社営業所） 山梨県上野原市上野原1781-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月9日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)